明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一四）　一

〔告　示〕
○労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（厚生労働三〇四）　二
○保安林の指定を解除する件　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五一〇）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（国土交通一〇八五、一〇八六）　七
○高速自動車国道に関する件（同一〇八七）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一〇八八）　九
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二一一六）　一〇
○道路に関する件
（九州地方整備局一三七、一三八）　一〇

〔国会事項〕
官庁事項　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示四、山口同二一、香川同二一、佐賀同二一）　一一

〔公　告〕
諸事項　一一

官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一一
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一一〇
会社その他

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月九日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検察官の指揮による執行）	（検察官の指揮による執行）
第257条　検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、鑑定留置状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。	**第257条**　検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。
2　［略］	2　［同左］
（有効期間内に執行不能の場合）	（有効期間内に執行不能の場合）
第259条　検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。	**第259条**　検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。
（裁判官から執行の指揮を受けた場合）	（裁判官から執行の指揮を受けた場合）
第265条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第１項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第５項において準用する場合を含む。）又は第108条第１項ただし書（同法第125条第４項（同法第513条第６項において準用する場合を含む。）及び第513条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長	**第265条**　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第１項ただし書又は同法第108条第１項ただし書の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。